

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月から同年 5 月まで  
② 昭和 45 年 9 月から 49 年 12 月まで  
③ 昭和 60 年 6 月から 63 年 3 月まで  
④ 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで  
⑤ 平成元年 4 月及び同年 5 月

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が見当たらないとの回答を得た。

しかし、結婚前の期間については、母が私の分の保険料を納付していたと思う。

また、結婚後については、夫は自営業をしており、当時銀行の職員が毎日売上金の集金に来ており、その職員に毎月保険料の納付を依頼していたことを憶えている。

さらに、夫が免除されている期間は、私も免除申請をしたはずである。

3 回程度住所を変更しており、そのため記録が無くなったのではないかと思われるため、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、A 市において昭和 52 年 11 月 10 日に払い出されていることが確認できるが、申立人に対し別の番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間①及び②について、当該手帳記号番号が払い出された時点においては、時効により国民年金保険料を納付することができない上、社会保険事

務所で保管されている国民年金被保険者台帳には、昭和 43 年度から 48 年度の保険料の納付状況欄には「0000」と記載されていることから、納付していなかったことが確認でき、49 年度は「0300」と記載されていることから、3 か月分の保険料しか納付がなされていないことが確認できる。

また、当時の住所地である A 市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿からも同期間の納付記録の確認はできない。

さらに、申立期間①及び②のうち昭和 45 年 10 月の結婚以前の期間については、「母が納付してくれていた。」との主張であるが、後日に、「母からは、役場から請求書が来たのでお金を払っておいたことを聞いたが、それが国民年金保険料か否かはわからない。」とも説明している上、申立人は、直接保険料納付に関与しておらず、納付状況については不明である。

申立期間②のうち結婚後の期間及び申立期間③について、申立人の夫は自営をしていたため、当時、銀行の職員が店の売上金の集金に来ており、国民年金保険料もこの職員に渡していたと主張しているが、具体的な納付方法については保険料額や領収書等の記憶が無く、夫から国民年金保険料を納付していると聞いたことがあるとしているのみであることから、納付状況は不明確であり、申立人が国民年金保険料を納付していたことを推認することは困難である。

申立期間④について、申立人は、「当時、店の経営が苦しくなり、昭和 63 年度に夫が自ら市役所に電話をし、国民年金保険料の免除申請の手続を行った。」としており、夫の当該期間については、国民年金保険料の免除期間となっていることから、夫は、同一世帯員として同時に妻である申立人の免除の手続を行ったものと考えるのが自然である。

申立期間⑤について、申立人の夫は、「国民年金保険料の免除申請手続を一度行えば翌年度も保険料が免除されるものと思っていた。」と説明しているとともに、申立人は、納付状況について記憶していない。このことから、夫が厚生年金保険の資格を取得したことにより、自らが国民年金第 3 号被保険者となった平成元年 6 月より前の申立期間（同年 4 月及び 5 月）の国民年金保険料が未納となっているのは、保険料が免除されているものと錯覚し、納付していなかったためであると考えるのが自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支所における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年6月24日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

A社（現在はC社）には昭和28年4月1日から退職する平成7年1月31日まで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びC社から提出された職員原簿から判断すると、申立人がA社B支所に昭和28年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、D健康保険組合から提出された被保険者被扶養者資格台帳簿によると、A社B支所に申立人と同期入社した複数の職員に係る同健康保険組合の資格記録として、取得日欄に「28.4.1」の記載が確認できることから、申立人もA社B支所において、入社時である昭和28年4月1日からD健康保険組合の組合員となっていたものと考えられる。

さらに、C社は、申立期間当時も試用期間を設けておらず、4月の入社時から社会保険は適用となっているはずであり、申立人の資格取得日である昭和28年6月24日に思い当たることはない旨の説明をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 28 年 6 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和20年5月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出及び同年12月8日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を20年5月21日に、資格喪失日に係る記録を同年12月8日に訂正することが必要である。

なお、昭和20年5月から同年11月までの標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年1月1日まで

昭和20年4月1日から21年1月1日までA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、CやDの製造の業務に従事し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、同社が保管していた人事カードにより、昭和20年5月21日に採用され、同年12月7日に退職したことが認められる。

また、同社の人事担当者は、「歴代の人事担当者から、採用月から厚生年金保険料を控除していたと聞いている。」と証言している上、人事カードに記載された採用年月日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が確認できることから判断すると、申立人が採用月から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、A社の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和23年11月6日に管轄社会保険事務所の火災により焼失したため、同社会保険事務所では、「同社が所有する在職者の名簿を

基に記録を復元したものの、この時点で離職している者については、本人の申し出をもとに人事記録等と突き合わせ作業を行い復元したことから、被保険者名簿自体は完全に復元されておらず、当時の記録復元に関する資料も残っていない。」と説明しており、同社の被保険者の加入記録が完全に復元されているとは言い難いものとなっている。

また、同社には、昭和 23 年 11 月の管轄社会保険事務所の火災より前に離職した者に対して、厚生年金保険の被保険者資格を復元するため職歴証明書を平成 8 年に発行した資料が残存しており、申立人以外に加入記録が復元されていなかった元社員が存在していたことが推認できる。

さらに、現存する被保険者名簿におけるこのような記録上の不備は、当初の名簿等が火災で焼失したという事情から、事業主又は申立人のいずれの責にも帰することができないものであると考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 20 年 5 月 21 日から同年 12 月 7 日まで A 社に勤務していたことが認められるとともに、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当であり、事業主は、20 年 5 月 21 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 12 月 8 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和 20 年 5 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、申立人の人事カードに記載された日額賃金により、30 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA店における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月31日から同年4月1日まで

私は、A店に昭和41年3月31日まで勤務し、同日付で退職したため、厚生年金保険の資格喪失日は同年4月1日になるはずである。どこの金融機関でも月末が一番大事な日なので、月末の前日に退職するなど、到底考えられない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA店に昭和41年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、同行の承継会社であるB社及び複数の同僚は、行員が月末の前日に退職することは通常考えにくいとしており、事実、社会保険事務所が保管する当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間前後を通じ月末に被保険者資格を喪失している者は申立人以外に確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資

格喪失日を昭和 41 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 49 年 12 月までの期間、60 年 6 月から 63 年 3 月までの期間並びに平成元年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月から 49 年 12 月まで  
② 昭和 60 年 6 月から 63 年 3 月まで  
③ 平成元年 4 月及び同年 5 月

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が見当たらないとの回答を得た。

結婚前の期間については、兄達と果物店を経営していたが売上金は共同で管理しており、兄達の国民年金保険料が納付になっていることから、私の国民年金保険料も兄達が納めていてくれていたはずであり、私の分だけ未納となっているのは納得ができない。

また、結婚後は、銀行の職員が毎日売上金の集金に来ており、その職員に毎月保険料の納付を依頼していたことを憶えている。

3 回程度住所変更しており、そのため記録が無くなったのではないかと思われるため、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、A市において昭和 52 年 11 月 10 日に払い出されていることが確認できるが、申立人に対し別の番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間①について、当該手帳記号番号が払い出された時点においては、時効により国民年金保険料を納付することができない上、社会保険事務所で保管されている国民年金被保険者台帳には、昭和 37 年度から 48 年度までの保険料の納付状況欄には「0000」と記載されていることから、納付していな

かったことが確認でき、49年度は「0300」と記載されていることから、3か月分の保険料しか納付がなされていないことが確認できる。

また、当時の住所地であるA市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿からも同期間の納付記録の確認はできない。

さらに、当時、一緒に果物店を経営していたとする申立人の兄（四男）については、昭和39年5月18日にB市C区において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、同年4月以降の国民年金保険料は納付済みとなっている。同じく、一緒に果物店を経営していた申立人の兄（六男）については、昭和37年4月25日にB市D区において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、翌年の38年4月以降の国民年金保険料が納付済み（一部未納期間あり）となっているなど、申立人の兄達のそれぞれの国民年金加入時期及び国民年金手帳記号番号が払い出された住所地は相違し、申立人とも相違していることから、申立人に係る加入状況及び納付状況は不明であり、申立期間①のうち45年10月の結婚以前の期間について、兄達が、申立人に係る国民年金保険料を兄達の分と同じように納付していたことを推認することは困難である。

申立期間①のうち昭和45年10月の結婚以降の期間及び申立期間②について、申立人は自営をしていたため、当時、銀行の職員が売上金の集金に来ており国民年金保険料もこの職員に渡していたと主張しているが、申立人は保険料額や領収書等の記憶が無く納付方法は不明確であり、同銀行においても当時の資料は無いことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認することは困難である。

申立期間③について、申立人は、「当時、果物店の経営が苦しく、昭和63年度に自ら市役所に電話をし、国民年金保険料の免除申請の手続を行ったが、一度手続をすれば翌年度も国民年金保険料が免除されるものと思っていた。」と説明しているとともに、納付状況については記憶していない。このことから、厚生年金保険の資格を取得した平成元年6月より前の申立期間（同年4月及び5月）の国民年金保険料が未納となっているのは、保険料が免除されているものと錯覚し、納付していなかったためであると考えるのが自然である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から 14 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 14 年 3 月まで

平成 12 年 3 月ころに、役場で夫婦二人分の保険料を過去 2 年分まとめて約 45 万円支払った。当日、社会保険事務所の職員が役場に徴収に来ており、その職員に支払った事を記憶している。同年 4 月以降も 14 年 3 月分までは支払っているはずである。12 年から 14 年の確定申告書にも国民年金保険料の金額が記載されているので、再度、確認願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 村が保管する国民年金納付データに申立人に係る国民年金の納付記録は無い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、平成 12 年 3 月ころ、役場において、当日、役場に来ていた社会保険事務所の職員に、過去 2 年間分の国民年金保険料の夫婦二人分を納付したと主張しているが、同月の時点で申立人及び申立人の妻が納付可能な未納期間は 11 年 4 月から 12 年 3 月までの 1 年間のみ（夫婦共 11 年 3 月までは納付済み）である上、社会保険事務所が 12 年中に A 村で集合徴収を実施したのは 11 月 19 日であり、申立人の主張と矛盾が生じる。

さらに、申立人は平成 12 年 4 月以降の国民年金保険料の納付については記憶が曖昧である上、申立人の妻も申立人の保険料を納付することは無いと述べている。

加えて、申立人が提出した平成 12 年分の確定申告書には、当時の 1 年間分の国民年金保険料額の二人分と一致する金額が記載されているが、社会保険庁の被保険者記録により、申立人の妻に係る 12 年 1 月から 12 月までの国民年金保険料は、13 年 4 月及び同年 11 月に納付されていることが確認できる

ことから12年分の確定申告分とはならないため、当該確定申告書の記載金額には齟齬がみられる。また、同じく申立人が提出した13年分及び14年分の確定申告書には、当時のそれぞれ1年間分の国民年金保険料額の一人分と一致する金額が記載されているが、社会保険庁の被保険者記録により、申立人の妻に係る国民年金保険料の11年10月から12年3月までは13年11月、12年4月から13年3月までは13年4月、及び13年4月から14年3月までは14年4月に納付されていることが確認できることから、13年分は確定申告の記載額よりも実際の納付金額の方が多いため、当該確定申告書の記載金額はいずれも申立人の妻の分であることが推認できる。

また、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

結婚前の昭和46年4月ころ、夫が、A町役場に私の国民年金の加入手続に行ってくれ、申立期間の保険料は、夫の保険料と一緒に、自宅に集金に訪れた自治会の人に納付した。社会保険庁の納付記録は、47年4月から始まっている。納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前の昭和46年4月ころに、夫がA町役場で申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、同役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿は、婚姻後の名前で作成されており、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人が入籍した同年10月\*日以降であると考えられる上、夫は、同年6月13日に、B市D区からA町に転入していることから、同年4月ころに国民年金に加入したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、申立期間の保険料は、夫の保険料と一緒に自治会の人で集金で納付したとしているが、社会保険庁のオンライン記録を見ると、当該期間の夫の保険料は、昭和47年8月に過年度納付されており、自治会の集金で毎月納付したとの主張と符合しない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年12月19日に払い出されていることが確認でき、それより前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、A町が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和47年4月1日に被保険者資格を取得していることが記載されており、申立期間は国民年金に未加入であることから、制度上、保険料を納めることができ

ない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 609

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、A 町へ転居後、勤めていた会社を退職し、昭和 42 年 4 月に国民年金に加入した。加入手続や保険料の納付は妻がしていたが、毎月集金人が集金に来て、夫婦二人分の保険料を払い、領収カードに印を押してもらっていた。領収カードは昭和 41 年 4 月から 5 年間押印ができるようになっていたが、46 年に新しい台帳を作るといふことで、役場に渡してしまい、46 年 4 月から 5 年間押印できるようになっていた領収カードは紛失してしまい、手元には無い。証拠は何もないが、間違いなく保険料を納付していたので、年金記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、夫婦一緒に集金人に納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 11 月 10 日に払い出されていることが確認でき、当該時点においては、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、それ以前に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 48 年 1 月 20 日に 47 年 4 月から 12 月までの 9 か月分、まとめて検認印が押されており、これ以後は、3 か月ごとに検認印が押されていることから、国民年金の加入手続が行われた後にさかのぼって納付したと推認でき、毎月集金人に国民年金保険料を納付していたという申立内容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年12月まで

私は、A町へ転居後、役場から夫婦二人分の領収カードをもらい、昭和42年4月から、毎月集金人が国民年金保険料の集金に来て、夫婦二人分の保険料を払い、その領収カードに印を押してもらっていた。領収カードは昭和41年4月から5年間押印ができるようになっていたが、46年に役場から「役場の台帳を新しくするので、領収カードを持ってきてほしい」という連絡があり、領収カードを渡してしまった。昭和46年4月から5年間押印できるようになっていた領収カードも渡したが、それは必要ないと返却された。領収カードを渡してしまったので、証拠は何もないが、間違いなく保険料を納付していたので、年金記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、夫婦一緒に集金人に納付していたと主張しているが、B市及びA町が保管している国民年金被保険者名簿並びに社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月17日にB市において、払い出されていることが確認でき、その後、46年2月9日にC市で二つ目の国民年金手帳記号番号が払い出されている。昭和40年11月17日に払い出された国民年金手帳記号番号については、B市の国民年金被保険者名簿から41年6月以降に国民年金保険料を納付した記載が無く、その国民年金手帳記号番号が使用された形跡は見当たらない。

また、A町が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の国民年金手帳記号番号は、C市で昭和46年2月9日に払い出された国民年金手帳記号番号と一致することから、B市からA町に住所を移動した時に、国民年金の住

所の変更が処理されず、改めて 46 年 2 月 9 日に C 市において、国民年金の加入手続を行ったと考えられ、申立期間において、集金人に保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続については、不明確であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 611

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 42 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 42 年 7 月まで

私は、A 市 B 区に住所があったときに、近所の人に誘われて国民年金に加入した。集金人が毎月家に来られ、保険料を払うと手帳に丸い印鑑を押してくれた。昭和 38 年 3 月から 42 年 7 月まで未納になっているので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市 B 区に住所がある時に、近所の人に誘われて、国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付したことを記憶していると主張しているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 8 月 26 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の大部分は申立人の夫が厚生年金保険に加入していたことから、申立人の国民年金への加入については、任意加入することとなる。しかし、申立人が加入手続を行った昭和 42 年 8 月 26 日からさかのぼって任意加入することは制度上できないことから、申立期間については、国民年金の被保険者にはなり得ない上、当該申立期間のうち、38 年 11 月から 39 年 2 月までの期間は厚生年金保険の加入期間となっている。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 300

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

A社には、昭和 35 年 12 月 1 日から 47 年 2 月 1 日までの約 12 年間継続して勤務していたが、その間の 40 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

昭和 43 年 12 月に事業所から受けた 8 年間の勤務を証明する表彰状を提出するので、調査を希望する。途中に 2 年近くも退社もしくは不明の者に、このような表彰状を渡すことはありえない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の当時の事業主より受けた表彰状、及び同社の元同僚の証言から判断して、申立人が申立期間において同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 40 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失しており、健康保険証が同年 5 月 15 日に社会保険事務所に返納された際の記録を確認することができ、その後、昭和 42 年 3 月 1 日に、同社において新たな健康保険番号で、再度厚生年金保険の資格を取得していることも確認できる。

さらに、申立人に係るA社における雇用保険の加入記録においても、申立期間前後の記録は確認できるものの、申立期間の加入記録は無い上、複数の元同僚は、申立人が同社に在籍期間中に、申立人自身の起業のため同社の業務とは別に独自の作業をしていたとも証言していることから、申立期間において申立人の雇用形態に何らかの変更があり、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、再取得したものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 301

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年10月1日まで  
私は平成6年10月にA社へ入社した。2年後の平成8年10月に退職したが、最後の1か月しか厚生年金保険の加入記録が無い。2年間も未加入だったとは思えないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年10月にA社に就職したと主張しており、申立人から提出された就職時の挨拶状から同月に就職したことがうかがえるとともに、雇用保険の被保険者記録の取得日は同年11月1日、離職日は8年10月21日であることから、少なくとも申立期間の大部分の期間は同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、同社より社会保険事務と給与計算の委託を受けていた税理士は、「申立人は、厚生年金保険に加入した月に資格喪失をした。変わった手続だったので記憶している。保険料控除も1か月分だけであった。」と証言している。

また、申立人は、申立期間中に老齢厚生年金を受給しており、当時の制度において、厚生年金保険被保険者であれば、老齢厚生年金は一部支給停止となるところであるが、支給停止された記録は無い上、申立人の被扶養配偶者である申立人の妻は、申立人が厚生年金保険被保険者であれば国民年金第3号被保険者となるところであるが、国民年金第1号被保険者であったことも確認できる。

さらに、同社に係る社会保険事務所の記録には、健康保険被保険者整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者記録の訂正処理も無いことから、申立人の厚生年金保険被保険者記録において特に不自然な点は認められない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、同事業所において申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 37 年 11 月 1 日まで

私は、調理師として自信がつくまで、A社に5、6年間勤務した。また、昭和34年の伊勢湾台風を同社で経験している。厚生年金保険の加入期間が短いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する同社での慰安旅行の写真及び複数の同僚の証言から判断して、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より前から同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見られない上、申立期間における申立人に係る雇用保険の加入記録は存在しない。

また、当時の人事記録や賃金台帳等の関連資料は無く、申立人の厚生年金保険料控除について確認することもできない。

さらに、申立人と同じく調理師をしていた複数の同僚も、実際の入社日と資格取得日とが相違していると証言しており、申立期間当時の同社の厚生年金保険の取扱いとして、調理師として採用した社員については、入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 20 日から 42 年 3 月 31 日まで 3 年間、定時制高校に通いながら A 研究所で長期アルバイトをしていた。しかし、1 年目の 12 か月と 3 年目の最後の 3 か月しか年金記録がない。長期雇用になると正職員にしなければならない役所の事情があり、実際には 3 年間継続して勤務していたが、厚生年金保険においては、途中で空白期間を入れたと記憶している。しかし、21 か月も空白になることは考えられないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、定時制高校の 1 年生から 3 年生までの 3 年間、A 研究所で継続して長期アルバイトをしており、途中で空白期間をはさみながらも厚生年金保険に加入していたと主張している。これについては、同僚等の証言から、申立人は、申立期間において、A 研究所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同研究所の臨時採用職員の勤務期間は原則 6 か月、長期でも 1 年までという制限があったため、1 年を超えての継続勤務はできなかったものと推認できる。申立人と同じく、申立期間当時に臨時採用の職員であった同僚の供述及び厚生年金保険の加入記録から、同研究所においては、1 年を超える勤務をしていたにもかかわらず、最長 1 年加入すると厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、空白期間を置き、資格を再取得していることが認められる。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立人が定時制高校の 1 年生で、最初に厚生年金保険の資格を取得した時の健康保険整理番号が \* 番であり、空白期間を置いた後、3 年生で厚生年金保険の資格

を再取得した時の健康保険整理番号は\*番であることが確認できる上、その間の番号については、すべて他の臨時採用職員の同僚に割り振られており、欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 304

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から29年2月1日まで  
② 昭和29年3月5日から同年12月1日まで

私は、A社を退職後、すぐにB市に出て就職した。昭和30年7月8日に脱退手当金が支給済みとなっているが、当時、C社に住み込みで働いていたので、実家には帰っていなかった。脱退手当金という制度も知らず、請求した覚えも受給した覚えも無いので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定された昭和30年7月当時は、通算年金制度創設前であり、退職時に脱退手当金を受給する人が多かった時代である上、社会保険事務所が保管している申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である29年12月の前後に資格を喪失した女性の被保険者14名の支給記録を調査したところ、10名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち6名については資格喪失日から約7か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給がされたことの記載があり、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和30年7月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。